

企業年金にゆうす

2019－No. 4

もくじ

理事長挨拶	2
代議員の交替のお知らせ	3
平成31年度の資産運用方針	3
平成31年度予算の概要	4
当基金の検討課題とその見直しに向けた アンケート調査の実施について	6
DB掛金にかかる口座振替日の変更について	7
資産運用委員会の議事概要について	8



Russia photo by. Tetsuo Ota (Best Inc.)

去る2月21日、東京金属事業健保会館で第7回代議員会が開催されました。
当日は、人事案件に続いて、平成31年度の資産運用方針、平成31年度予算、DB掛金にかかる口座振替日の変更や、改善要望が寄せられている現行制度の見直しに関する議題を中心に審議が行われました。

本号では、これら第7回代議員会で審議の上、議決承認された議題の概要についてお知らせいたします。

第7回代議員会 理事長挨拶（要旨）

皆様には、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
平素は、当基金の事業運営に格別のご理解とご支援を賜っており、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

この冬は平年に比べ気温の高い日が続いておりますが、暖冬とは言え、まだ寒の戻りもやってくるものと思います。季節の変わり目で体調を崩しやすい時期であり、特に花粉症の方にとっては辛い季節となりますので、皆様には、くれぐれも体調管理にご留意いただき、本年も当基金の事業運営にお力添え賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年の資産運用を振り返りますと、米国トランプ大統領に翻弄された一年と言っても過言でないと思っております。特に、10月以降の米中貿易摩擦の再燃は、世界経済の後退懸念と株式市場の混乱を招き、当基金をはじめ多くの基金に多大な痛手を与えることとなりました。

当基金では、代議員の皆様にご熱心な議論をいただき、年度末の株価下落局面への対応策として、資産の一部キャッシュ化ルールを定めたところですが、残念ながら、足元は、そのルールを適用するにはほど遠い状況となっております。

年度末まで余すところ1か月ほどとなり、米中通商協議や混迷を深めるイギリスのEU離脱問題など、懸念材料ばかりが目立つ状況ではありますが、市場が一日も早く健全を取り戻し、願わくは、キャッシュ化のルールを適用できる水準にまで回復してくれることを期待したいと考えております。

本日は、“平成最後の”代議員会となります。人事案件、平成31年度予算を中心にご審議いただくこととしておりますが、そのほか、事業主の要望を踏まえた制度の改善に関するテーマについてもご議論いただきたいと考えております。

詳しくは、この後ご説明させていただきますが、当基金における加入者の適用年齢等が現下の継続雇用の実態に即しておらず、これらを見直してほしいといった意見が多く寄せられております。

私としては、こうした声に真摯に耳を傾け、さらに魅力ある制度としていくことが必要と考えており、そのために、まずは事業主全体の意見を集約することから始めてはどうかという提案でございます。皆様の率直なご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の会議が活発な議論の下、有意義な代議員会となりますことを祈念いたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

代議員の交替のお知らせ

昨年8月20日付で代議員を退任した互選代議員 大内貴弘様（株式会社サガワ）の後任として、2月21日付で末永正明様（水戸工業株式会社）が選任されました。

末永正明様の任期は、前任者の残任期間である平成32年（2020年）4月20日までです。

東京金属事業企業年金基金の代議員の方々（敬称略）
（任期 平成29年4月21日～平成32年4月20日）

選定代議員			互選代議員		
役 職	氏 名	事業所名	役 職	氏 名	事業所名
理事長	石川 隆一	石徳螺子株式会社	理 事	太田 哲郎	株式会社ベスト
副理事長	西 正信	株式会社やまびこ	理 事	鈴木 保之	エトー株式会社
理 事	酒井 豊	東京金属事業企業年金基金	理 事	森辻 英樹	アトムリビンテック株式会社
監 事	小林 秀之	秀邦金属株式会社	監 事	竹内 則康	株式会社竹内工業所
代議員	藤田 学	東京金属事業健康保険組合	代議員	末永 正明	水戸工業株式会社
代議員	留場 彊	徳力精工株式会社	代議員	庭山 理	櫻金属工業株式会社
代議員	高山 進好	株式会社東邦製作所	代議員	中出 博	株式会社中出製作所



平成31年度の資産運用方針



当基金の基本ポートフォリオは、制度創設当時の長期金融変数（資産毎の期待収益率、標準偏差、相関係数など）を基に、制度の予定利回りに運用コスト分を加味した2.3%の収益率を確保することを目標に策定しており、各資産の配分割合と許容乖離幅は、下表のように定めております。

しかしながら、基本ポートフォリオの基礎となる長期金融変数が昨年改定され、これに伴いポートフォリオ全体の期待収益率は、制度創設時の2.3%から2.45%に上昇することとなりました。

一方、予定利回りに業務委託費と運用コストを加えた必要利回りは、平成31年度では約2.6%と見込まれるため、現行の基本ポートフォリオを前提とした場合は若干のリターン不足となります。

このため、平成31年度においては、現行の基本ポートフォリオを維持しつつ、許容乖離幅の範囲内で資産間のウェイト調整を行うことで期待リターンの不足をカバーしていく方針が、第7回代議員会において議決されました。

具体的には、昨年10月以降の株価下落に伴うリスク回避姿勢の強まりから、足元では一定程度の収益率を確保しているものの、マイナス金利の長期化や物価が想定以上に上昇しない中、当面、厳しい運用環境が続くものと見込まれている国内債券の配分割合を2%程度アンダーウェイトさせ、外国株式を2%程度オーバーウェイトさせることとしております。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
配分割合	55.0%	20.0%	10.0%	12.0%	3.0%
許容乖離幅	±5%	±3%	±3%	±3%	±3%

平成31年度予算の概要

第7回代議員会において、当基金の平成31年度予算が承認されました。平成31年度においては、資産運用関係では、「リスクとリターンの適正管理及び財政状況を踏まえた的確かつ効率的な資産運用」、「資産運用の高度化及び分散投資の検討」、業務関係では、「未加入事業所に対する適用の促進」、このほか、「制度見直しに向けた検討作業の着手」、「事業主及び加入者等に対する情報提供の推進」を事業計画上の重点項目とし、これに伴う所要の経費を計上しております。

以下では、平成31年度予算の概要をお知らせいたします。

年金経理

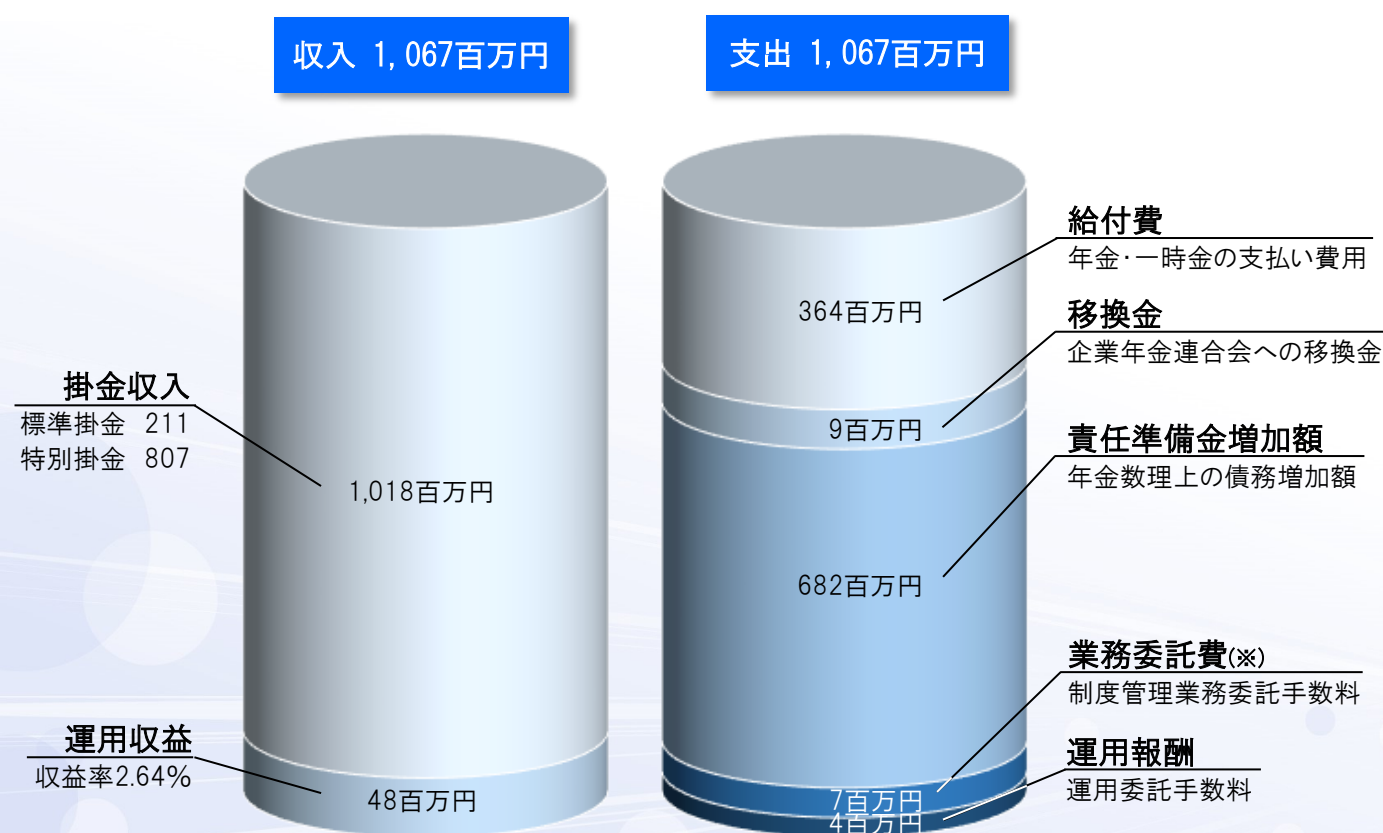
年金経理は、掛金収入や資産の運用による運用収益、年金・一時金の給付費などを管理する会計です。

年金経理の予算作成に当たり、新規加入率、脱退率等の基礎係数については、過去2年の事業実績を基に推計して積算しています。

収入は、標準掛金211百万円と特別掛金807百万円を合わせた掛金収入が1,018百万円、運用収益は、予定利回りに運用報酬と業務委託費のコスト利回りを加えた収益額相当である48百万円を計上しています。

一方、支出は、年金・一時金の給付費364百万円、短期脱退者に係る企業年金連合会への原資移換金9百万円、責任準備金増加額682百万円、業務委託費7百万円、運用報酬4百万円をそれぞれ計上しています。

なお、責任準備金増加額は、掛金収入が給付費を約7億円を上回っており、当該上回る額を債務の増加として認識する年金数理上の費用科目で、実際にはキャッシュアウトを伴わない科目です。



※ 業務委託費は、本来全て年金経理で支出する科目ですが、当基金では、年金財政に与える影響を考慮し、年金経理と業務経理の折半で負担しています。

〈注〉四捨五入の関係から、内訳の合計は必ずしも予算合計と一致しません。

業務経理

業務経理は、基金の事業運営に要する事務費、代議員会に係る経費などを管理する会計です。

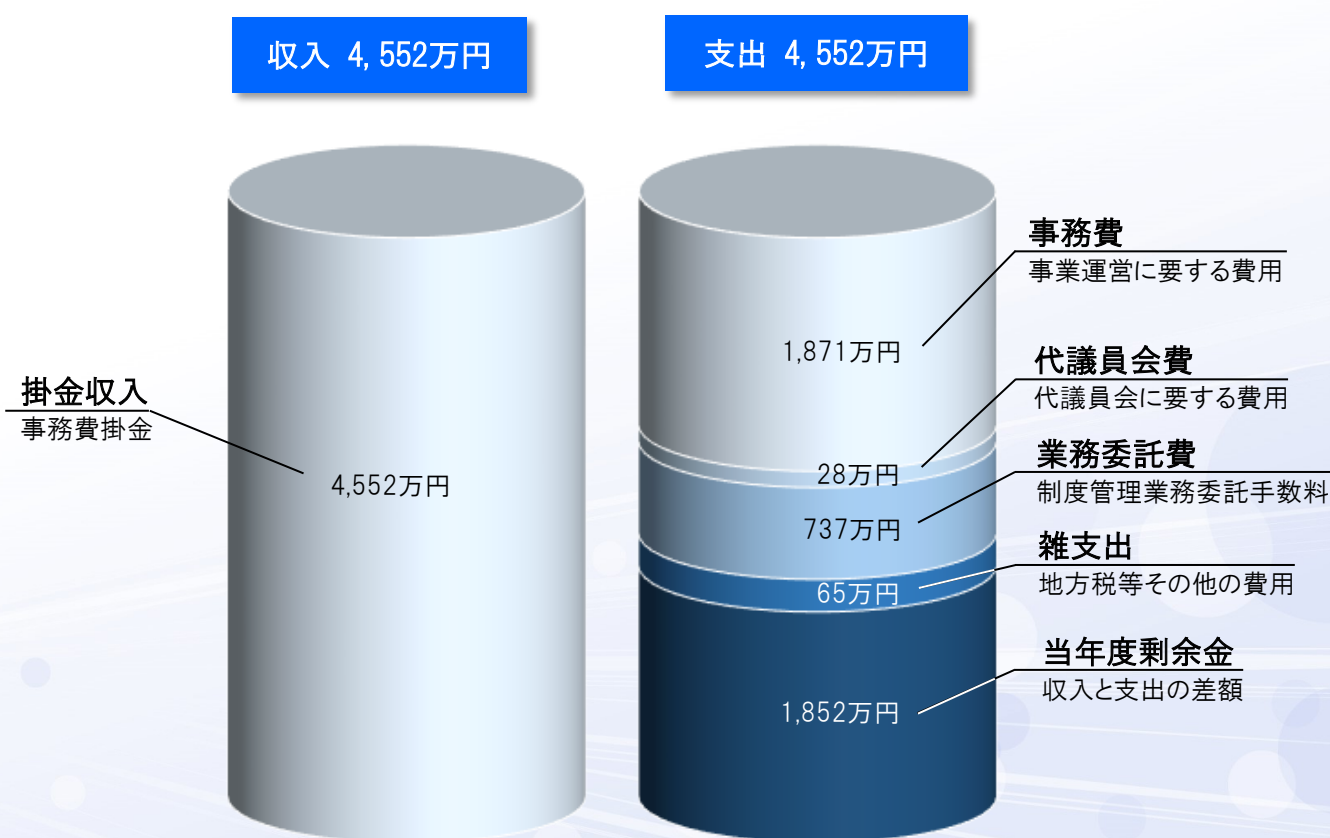
業務経理では、各経費について直近の執行状況を基に推計して積算しております。また、一部経費については本年10月からの消費増税分を加味しています。

収入は、事務費掛金収入の4,552万円を計上しております。

一方、支出は、人件費・物件費の事務費1,871万円、代議員会費28万円、業務委託費737万円などを計上しています。

この結果、収入4,552万円に対し、費用の合計は2,700万円となり、平成31年度は1,852万円の当年度剰余金が生じると見込んでおります。

なお、当年度剰余金は、厚生年金基金解散後の清算基金等と不可分な経費について、下記の負担割合に基づき支出していることにより生じているものです。



〈注〉四捨五入の関係から、内訳の合計は必ずしも予算合計と一致しません。

(共通経費の負担割合)

項 目	負担割合	内 容
人件費	業務割	DB基金職員4名中、清算基金兼務2名分の給与費は清算基金から支出
事務機器リース料等	加入者・受給者数割	清算基金 90% : DB基金 10%
事務所使用料	専有面積割	清算基金 66.7% : DB基金 22.2% : (一財)厚生会 11.1%
業務委託費	会計割	年金経理 50% : 業務経理 50%

当基金の検討課題とその見直しに向けたアンケート調査の実施について

当基金では、加入事業所の適用拡大が事業運営面での大きな課題となっており、未加入事業所に対する加入勧奨等を進めているところです。

しかしながら、現行制度における①加入者の上限年齢(60歳未満)、②年金の支給開始年齢(60歳)、③加入待期期間(3年)、④加入口数の設定方法(全員一律)に関して、現在の継続雇用の実態や国の年金支給開始年齢と合致していないため、公的年金を補完する企業年金として活用するには使い勝手が悪く、一方、退職金制度の一部として活用するには柔軟性に欠け、やはり使い勝手が良くないと指摘から結果的に加入を見送るケースが大半となっています。なお、これらについては、加入事業所の事業主からも見直しの要望が寄せられているところです。

こうした現状を踏まえ、第7回代議員会では、制度改善の検討を進めるに当たり、そもそもこれらに関して加入事業所全体としてはどの程度のニーズがあるのかや、継続雇用・退職給付制度の現状を把握する必要があるため、加入事業主に対するアンケートを実施することが議決されました。

1 加入者の上限年齢の引上げ

・定年後の継続雇用の実態を踏まえ、加入者の年齢の上限を現行の60歳から65歳に引き上げるべき。

2 年金支給開始年齢の変更

・加入者の上限年齢の引き上げに合わせ、年金の支給開始年齢を原則65歳(60歳未満の退職者は60歳、60歳～65歳の退職者は退職時)に変更すべき。

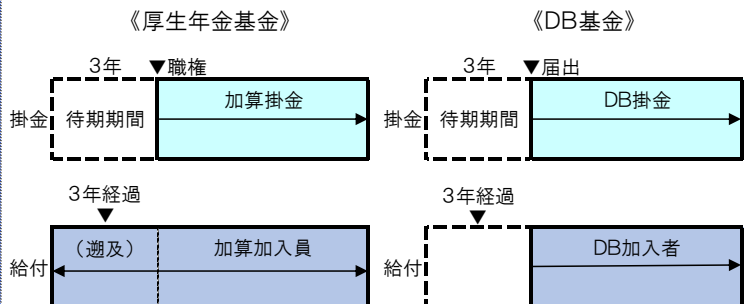
【参考】 高齢者雇用安定法に基づく高齢者雇用確保措置と公的年金の支給開始年齢

		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	老齢厚生年金	老齢基礎年金
経過措置	H25. 4. 1 ～H28. 3. 31	S28. 4. 2生まれ ～S30. 4. 1生まれ						61歳	65歳
	H28. 4. 1 ～H31. 3. 31	S30. 4. 2生まれ ～S32. 4. 1生まれ						62歳	65歳
	H31. 4. 1 ～H34. 3. 31	S32. 4. 2生まれ ～S34. 4. 1生まれ	希望者全員を対象とする継続雇用制度					63歳	65歳
	H34. 4. 1 ～H37. 3. 31	S34. 4. 2生まれ ～S36. 4. 1生まれ						64歳	65歳
	H37. 4. 1～	S36. 4. 2生まれ～ (経過措置終了)	高齢者雇用確保措置(65歳まで義務)					65歳	

3 加入待期期間3年の見直し

・DBを退職金制度の外枠としている事業所にとって3年の待期期間は意味を持たない。
・DBは入社後3年を経過しないと加入できないのに対して、任意加入のDCは入社と同時に加入となっており、その結果、本体のDBに加入していない者がDCには加入しているという不自然な状態が生じている。
・会社としては、DBとDCを合わせて社員の退職給付を管理する必要がある、今の仕組みはその管理方法を煩雑にしている。
・事業所にとって入社からの3年経過日を管理するのは負荷であり、届出漏れに繋がりがかねない。

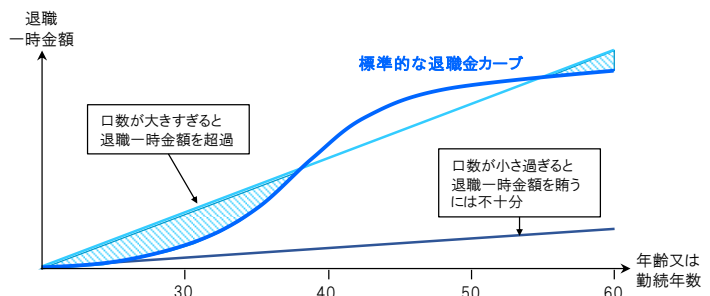
【参考】 厚生年金基金当時の待期期間と現在のDB基金の待期期間との比較



4 口数設定方法の弾力化

・全員一律の口数設定では退職金カーブに見合う積み立てができない。
・勤続年数や職能資格などに応じ柔軟な積み立てができるよう口数設定方法の改善を求める。
・他の基金では、個人単位で自由な金額や口数を選ぶコース設定があると聞いている。なぜ当基金ではそれができないのか。

【参考】 標準的な退職金カーブとDB口数の関係



アンケートは、本年3月末に送付させていただく予定です。事業主の皆さまにはご協力をお願いいたします。

DB掛金にかかる口座振替日の変更について

当基金では、DB制度に加え、福祉事業の位置付けとしてDC制度を運営しており、DB制度とDC制度の掛金収納事務については収納代行会社に委託しています。現在、DBとDCの掛金収納にかかる口座振替日が異なっており（原則：DB27日、DC16日）、両制度加入の事業主から資金手当ての関係上、振替日を同一日にできないかとの要望がかねてより寄せられておりました。

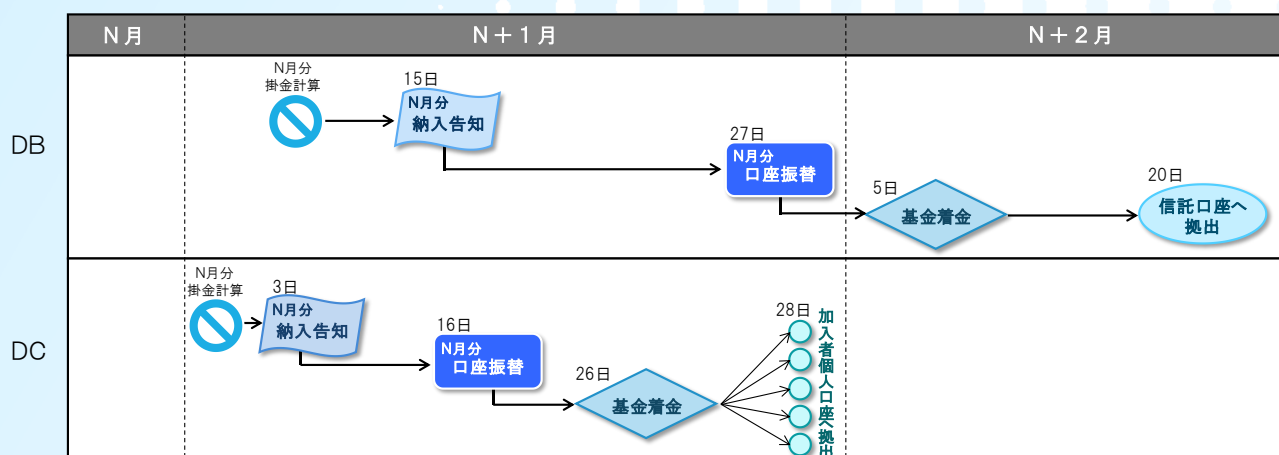
また、収納代行会社に対する委託手数料については、契約上、毎月口座振替日ごとに1件当たり100円の口座振替取扱手数料と基本料金7,000円の合計額により算定される内容となっていることから、DBとDCでそれぞれ年間84,000円の基本料金を支出しており、内部監査では、これの経費節減に向けた方策の検討を指摘されていたところです。

このため、要望にお応えするとともに、事務費の節約を図る観点から、DB掛金にかかる口座振替日をDC掛金と同じ16日に変更させていただくことが、第7回代議員会において議決されました。

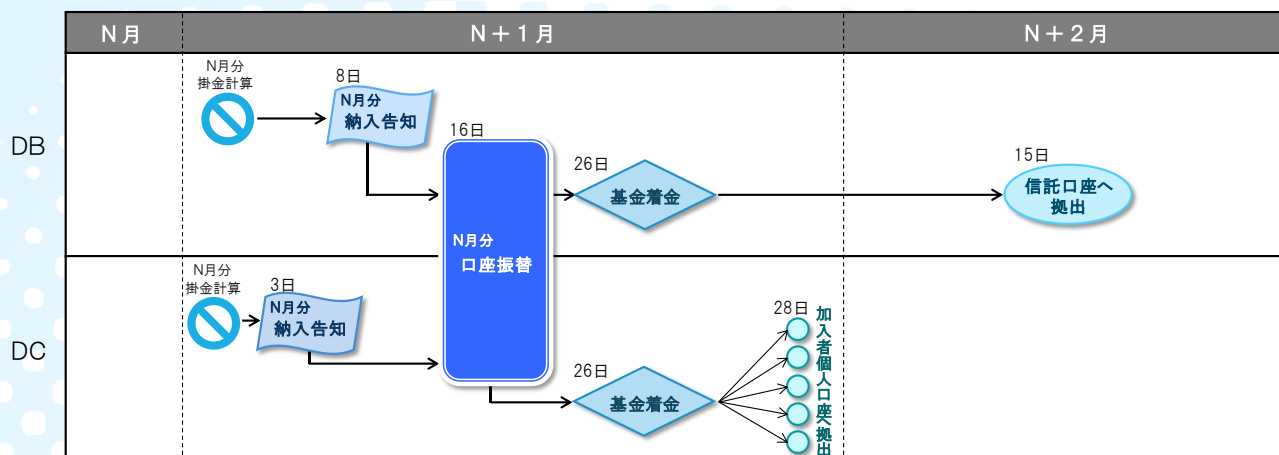
変更後の取扱いは、平成31年4月分掛金（5月納付分）からとなります。

事業主、ご担当の皆さまには、変更の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。なお、本取扱いの変更については、後日改めてご案内させていただきます。

現行の掛金収納スケジュール



変更後の掛金収納スケジュール



資産運用委員会の議事概要について

昨年10月24日、東京金属事業健保会館において第1回資産運用委員会が開催され、「年度末の資産運用のあり方(年度末の株価下落局面への対応)」について議論が行われました。

「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン(行政通知)」においては、資産運用委員会の議事概要を加入者に周知することが求められており、これに基づき、当該委員会の議事概要をお知らせいたします。

開催日時:平成30年10月24日 13時00分～15時00分 於 東京金属事業健保会館4階会議室

議事の概要

- 特別掛金の償却期間があと6年残る中、今後は毎年度の運用結果が決算上の剰余・不足金発生の直接要因となるため、仮に市場環境が平成29年度と同じように年度末にかけて株価が大きく下落する局面に見舞われた場合には、資産の増加に伴い生じる不足金の額も大きくなり、2020年度(平成32年度)に予定されている初回財政再計算で掛金の追加拠出が必要となる事態もあり得ることから、これを回避するための対応策として、先の代議員会で理事長から諮問のあった「運用資産の一部キャッシュ化を行うためのルール」に関し議論が行われた。
- 事務局から、①キャッシュ化の時期は、年度末の決算がある程度見込める12月末、1月末、2月末のタイミングとすること。②キャッシュ化の対象資産は、内外株式に為替リスクのある外国債券を加えた3資産とすること。③キャッシュ化を行う場合、そのタイミングで運用を停止したとしても決算上不足金が生じないよう、予定利回りにコストを加味した以上の収益率を確保できていることが前提条件となり、この条件を満たさない場合は損失確定となるためキャッシュ化は行わないこと。④それぞれのタイミングの収益率の確定時期と実際のキャッシュ化時期には、数日間のタイムラグがあることから、これについては、直近の市場騰落率と、過去3年の1月～3月における連続する2日間の市場騰落率を基に算定したリスク調整率で足元の収益率の補正・調整を行うこと。⑤当該ルールを適用した場合、一時的に資産構成割合が大きく変動することとなることから、これを許容するための規定を運用基本方針上に明記すること等について説明が行われた。
- これに対し、委員から、本ルールについては、現行特別掛金の償却期間中の措置であることを運用基本方針に明記するとともに、必要に応じ途中見直しを行うことを併せて追記してはどうかとの意見があり、これが了承されたことから、運用基本方針の一部変更案を当該意見のとおり修正した上で、本ルールを資産運用委員会から理事長へ答申することとした。

(参考)確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて ～抜粋～

4 資産運用委員会

資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、事業主等は当該議事の概要について加入者に周知しなければならない。

企業年金基金概況

平成31年1月末現在

実施事業所数	加入者数	受給者数	年金資産額
112社	4,144人	957人	1,226百万円

発行 東京金属事業企業年金基金

☎101-8571 東京都千代田区岩本町1-11-11 東京金属事業健保会館1階 ☎03-5829-4950

URL <http://www.kinzoku-pf.or.jp/>